

市立札幌病院
床頭台システム等企画競争
提案説明書

平成28年10月

札幌市病院局

市立札幌病院床頭台システム等企画競争提案説明書

●目次

1	公募の目的.....	1
2	事業内容.....	1
3	行政財産目的外使用許可.....	3
4	応募者の参加資格.....	4
5	運営者の選定.....	4
6	応募方法・スケジュール.....	6
7	その他	7

●様式

様式 1 質問書

様式 2 参加意向申出書

様式 3 企画提案書

●資料

資料 1 床頭台システムに関する仕様書

資料 2 洗濯機・乾燥機の設置に関する仕様書

市立札幌病院床頭台システム等企画競争提案説明書

1 公募の目的

札幌市病院局では、平成 29 年 5 月以降の入院患者が利用する床頭台システム等の設置運営事業者（以下「運営者」という。）を広く公募します。

2 事業内容

(1) 床頭台システム等の設置方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び札幌市病院局公有財産規程に基づく行政財産目的外使用許可により、床頭台システム等の設置・運営を行うものとします。

行政財産目的外使用許可の詳細については、本説明書「**3 行政財産目的外使用許可**」を参照してください。

(2) 設置場所

市立札幌病院（札幌市中央区北 11 条西 13 丁目）

(3) 設置機器

ア 床頭台システム

570 台（実際に納入していただく台数は約 10% の範囲で増減することがあります。）

詳細は別紙「床頭台システムに関する仕様書」のとおりとします。

イ IC カセットチャージ機又はプリペイドカード販売機及び精算機

床頭台システムの利用については、IC カセット又はプリペイドカードによるものとします。

IC カセットチャージ機又はプリペイドカード販売機は 4 階から 10 階のデイルームに設置すること。精算機は、売店内、退院窓口付近及び時間外出入口付近の 3 か所に設置すること。これらの利用にあたっては補償金や手数料等を徴収しないこと。

ウ 洗濯機、乾燥機

29 台

詳細は別紙「洗濯機・乾燥機の設置に関する仕様書」のとおりとします。

(4) 設置した機器の管理等

ア 患者退院及び転棟時の床頭台システムの清掃

土曜、日曜、祝日等を含めて、患者の退院及び転棟時に必ず設置備品を清掃すること。清掃にあたっては当院の感染対策を遵守すること。

また、床頭台システムの清掃時に必ず機器の点検を行い、故障・不具合があるものは交換または修理を行うこと。

提案書には、管理人員の体制及び清掃方法について記載すること。

なお、管理人室の控室は、院内に用意します。

イ 洗濯機及び乾燥機の清掃

洗濯機及び乾燥機の清掃を行うこと。

提案書には、清掃方法について記載すること。

ウ 設置機器の修理・交換

機器が故障した場合は、速やかに修繕すること。

提案書には、修繕が必要な場合に交換するための予備の床頭台の状況、修繕に要する人員の体制について記載すること。

エ 鍵紛失時の対応（緊急）

患者からの申し出により、速やかに状況を確認しロック解除を行うこと。

提案書には、ロック解除するための人員の体制について記載すること。

オ 売り上げ回収及び精算機のつり銭補充

提案書には、現金管理体制について記載すること。

(5) 入院案内ソフトの製作及び配信

入院に関する注意事項、院内施設の紹介及び床頭台システムの利用方法についての案内ソフトを製作し、院内に設置した床頭台システムのテレビに対して配信すること。

なお、当該案内ソフトの視聴は無料で行えるようにすること。

また、院内配信に必要な設備を提案書に記載すること。

(6) 運営者の費用負担

ア 機器の設置にかかる一切の費用（搬入までの保管、搬入にかかる輸送料等）

イ 設置したテレビのNHK受信料（衛星契約を含む）

ウ 院内案内ソフトの製作費用

エ 行政財産の使用許可に係る使用料及び加算料（光熱水費等）

オ 許可期間終了後の撤去等にかかる一切の費用（テレビ、冷蔵庫リサイクル費用、床頭台の廃棄費用等）

(7) 患者からの料金徴収

患者利用料金は、下記の現行料金を参考に提案してください。

ア 床頭台システムのテレビ利用料金 1,000 円/20 時間

イ 床頭台システムの冷蔵庫利用料金 100 円/1 日

ウ 洗濯機・乾燥機の利用料金 100 円/1 回

(8) 床頭台システム等の設置時期

床頭台システム等の設置は、平成 29 年 5 月 1 日より、速やかに使用することができるように入れ替えることとします。

具体的手順については、平成 29 年 1 月から看護部を含めて打ち合わせを行い、決定します。

3 行政財産目的外使用許可

(1) 使用許可

選定された運営者は、本説明書「**2 事業内容**」のとおり、病院局の使用許可を受けなければなりません。

(2) 使用許可期間

行政財産の使用許可期間は、平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとします。

ただし、運営に関する重大な過失等がない場合は、1 年ごとに当該許可を更新し、最長で 7 年間（平成 36 年 4 月 30 日まで）まで延長できることとします。

(3) 使用許可の取り消し又は変更

(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は当該使用許可を取り消し又は変更します。

ア 災害等の発生、施設設備の改修等により、病院局が使用許可区画を必要とするとき。

イ 許可条件に違反する行為があると認められるとき。

なお、取り消し又は変更した場合において、その取り消し又は変更により運営者に損失が生じても、病院局はその損失を補償しません。また、運営者は一切の補償の請求は行わないこととします。

(4) 原状回復

許可期間終了又は変更時には、運営者は設置機器の撤去等を速やかに行い、原状回復するものとします。

(5) 使用料

運営者の売上に応じて計算するものとします。応募の際には、想定する売上額とともに、売上額の何%を使用料として支払うか、その割合を提示してください。

(6) 加算料

(5)のほか、床頭台システム等の設置・運営に係る光熱水費等について、加算料として別途計算し徴収することとします。

(7) 損害賠償

ア 運営者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、原状に回復した場合はこの限りではありません。

イ 使用許可区画の使用にあたり、病院局又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

4 応募者の参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「卸小売業」、中分類「家具・建具・什器卸小売業」又は大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市病院局競争入札参加停止等の措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 運営者の選定

(1) 選定方法

下記(2)の選定基準に基づき、応募書類及びプレゼンテーションでの提案内容を企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において審査します。各実施委員が独立して評価点を算出し、その評価点の合計値が最も高い者を運営者として選定します。

なお、提案者が1者である場合は、応募書類及びプレゼンテーションでの提案内容を実施委員会において審査し、あらかじめ設定した最低評価基準点を超える場合に、運営者として選定します。

(2) 評価項目

評価項目と配点は下表のとおりとします。

評価項目			配点	
1	床頭台システム等の内容	・患者のアメニティ向上への寄与 (収納・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機等の利便性)	(20)	35
		・患者の安全への配慮（転倒防止の対策・表面加工）	(10)	
		・職員による移動を考慮した取扱いの簡便性	(5)	
2	患者利用料金及び使用料	・患者利用料金 (テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機の利用料金を明記すること)	(20)	35
		・病院局に支払う使用料（売上額の何%かを明記すること）	(15)	

3	管理運営体制	・清掃、保守業務等の日常業務の運営体制 (人員配置・清掃方法・現金管理)	(10)	20
		・緊急時対応 (機器故障時の修繕対応・鍵紛失時の対応・予備機の確保)	(10)	
4	企業実績・ 企業姿勢	・大規模な病院における設置・運営実績 (病院名・病床数を明記すること)	(5)	10
		・法令順守、環境保護、情報開示、障がい者雇用などの企業姿勢	(5)	
合計			100	

※ 実施委員会における採点が同点の場合は、上記評価項目(1~4)のうち、「1 床頭台システム等の内容」(35点分)の評価が高い者を選定する。以下、項目順に比較を行い、すべて同点の場合はくじ引きによる。

(3) 選定結果の通知

書類審査及びプレゼンテーションでの審査を踏まえ、すべての参加者に対して選定結果を文書で通知します。

(4) 選定結果についての疑義の申立て

選定結果に疑義があるときは、(3)の通知があった日の翌日から起算して3日以内に、疑義の申立てをすることができます。

申立て方法については、(3)の通知の記載によることとします。

6 応募方法・スケジュール

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問書の受付期間

平成 28 年 11 月 1 日(火)～11 月 7 日(月) 午後 5 時まで

※ **質問書(様式 1)** に要旨を簡潔にまとめ、担当課まで提出してください。

なお、原則として、質問の提出は電子メールにて行うこととします。

イ 回答

平成 28 年 11 月 15 日(火)までに質問者に回答する予定です。また、質問の要旨及び回答は、市立札幌病院のホームページに掲載します。

なお、質問に対する回答は、本説明書を補足するものとします。

ウ 質問書提出先

〒060-8604 札幌市中央区北 11 条西 13 丁目 1-1

札幌市病院局 経営管理室 経営管理部 総務課 庶務係

TEL : 011-726-2211 FAX : 011-726-7912

電子メールアドレス : ho.shomu@city.sapporo.jp

(2) 応募方法・応募書類

ア 提出書類

(ア) **参加意向申出書(様式 2)** 1 部

(イ) **企画提案書(様式 3)** 14 部

表紙以外は A 4 判の任意様式とする。但し、本説明書「5 運営者の選定」の「(2) 評価項目」で示した全ての項目について、提案内容をわかりやすく記載すること。

また、評価項目に対応する該当ページが分かる一覧表を添付すること。

イ 応募書類の受付期間

受付期間：平成 28 年 11 月 21 日(月)～12 月 2 日(金)

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

※ 郵送の場合は、12 月 2 日(金) 必着とします。

ウ 応募書類の提出先

〒060-8604 札幌市中央区北 11 条西 13 丁目 1-1

札幌市病院局 経営管理室 経営管理部 総務課 庶務係

TEL : 011-726-2211 FAX : 011-726-7912

エ 留意事項

(ア) 応募書類は、持参又は郵送により担当課あてに提出してください。

(イ) 応募は 1 社につき 1 点とします。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 応募書類の提出後、病院局の指定する日にプレゼンテーションを行っていただく予定です。

イ プレゼンテーションの順番は、病院局が応募書類を受理した順番とします。

ウ プレゼンテーションで説明していただく内容は、主に本説明書「**5 運営者の選定**」の「**(2) 評価項目**」で示した評価項目のうち、「**1 床頭台システム等の内容**」及び「**3 管理運営体制**」に関する内容とします。

エ その他詳細については、応募書類の提出者に対して別途通知します。

(4) スケジュール (予定)

平成 28 年 10 月 17 日 (月) ~	説明提案書公表
11 月 1 日 (火) ~11 月 7 日 (月)	質問書受付期間
11 月 15 日 (火)	質問書への回答
11 月 21 日 (月) ~12 月 2 日 (金)	応募申請書受付期間
12 月中旬~下旬	プレゼンテーション、運営者選定
平成 29 年 1 月上旬~	選定された運営者との具体的協議
2 月上旬~	選定された運営者の設置準備
4 月下旬~	床頭台の入れ替え

上記スケジュールはあくまでも予定であり、変更になる場合があります。

7 その他

- (1) 現場確認等を希望する場合は、札幌市病院局総務課庶務係に問い合わせること。ただし、応募申請書受付開始（平成 28 年 11 月 21 日）以降は対応できません。
- (2) 応募書類の提出をもって、本説明書に記載された事項を承認したものとみなし、提出後の書類の訂正は認めません。ただし、記載漏れ等につき、病院局が補正を求めた場合は除きます。
- (3) 提出期限を過ぎた場合、本説明書に定める手続き等に違反した場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 応募者が本件の応募に関し、本件選定手続きの関係職員に対して接触することを禁じます。また、書類の提出後、許可なく選定に係る書類を有する事務室への立ち入りを禁じます。
- (5) 提出書類は理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- (6) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- (7) 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。
- (8) 公募は運営者の選定を目的とし、本業務の詳細は選定後の協議で確定します。

(9) 本説明書について疑義が生じた場合は、実施委員会の解釈によります。

(10) 提案にあたり、次の数値を参考としてください。

ア 過去2年間の床頭台システム等売上額と延在院患者数

	床頭台システム等売上額（概算）	延在院患者数（9階西、精神医療センター、特別室・差額室を除く概算）
平成26年度	2945万円	147千人
平成27年度	3028万円	153千人

イ 月別退院患者数及び転棟患者数

	退院患者数	転棟患者数
平成28年4月	1,402人	273人
5月	1,254人	265人
6月	1,426人	293人
7月	1,459人	309人
8月	1,428人	320人

※9階西、精神医療センターを除く

ウ 病棟別一般室用床頭台数（平成28年10月1日現在）

	西病棟	東病棟
救急	10	
3階	-	36
4階	38	38
5階	44	40
6階	44	44
7階	40	42
8階	33	41
9階	-	37
10階	40	42
計	569	

※予備機は含まない

質 問 書

「市立札幌病院床頭台システム等企画競争提案説明書」に基づき、以下のとおり質問します。

会社名（担当者）	
連絡先 （電話・メール等）	

質問事項	内容
※提案説明書の該当ページを明記してください。	

参加意向申出書

「市立札幌病院床頭台システム等企画競争提案説明書」に基づき、参加の資格を有する者として、市立札幌病院床頭台システム等企画競争への参加を希望します。

平成 年 月 日

札幌市病院事業管理者
関 利 盛 様

申請者
住 所

氏 名

印

(法人の場合は名称及び代表者)

(事務連絡責任者)

所 属
氏 名
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

企 画 提 案 書

「市立札幌病院床頭台システム等企画競争提案説明書」に基づき、企画提案書類を提出します。

なお、この提出書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

札幌市病院事業管理者
関 利 盛 様

申請者

住 所

氏 名

印

(法人の場合は名称及び代表者)

(事務連絡責任者)

所 属

氏 名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

- ※ 本書を表紙に、任意様式（A4判）に企画提案内容をわかりやすく記載してください。
- ※ 提案説明書5-(2)に掲げる評価項目に基づき、各項目に関して漏れなく記載してください。

床頭台システムに関する仕様書

1 床頭台本体（中古品は不可）

(1) 大きさ、材質など

- ア ベットサイドのスペースに配置されることから幅 54 cm 程度、奥行き 75 cm 程度、高さ 180 cm 以下であること。
- イ 移動のためのキャスターの大きさは直径 70 mm 以上で、キャスターロック機能を有すること。
- ウ 木製で表面を抗菌塗装すること。
- エ 揮発性有機化合物対策がとられていること。
- オ 転倒防止対策を講じるとともに、引出し、スライドテーブル、天板の角を丸く加工するなど、患者さんの安全に十分配慮したものであること。
- カ 転棟の際の床頭台移動を想定して、持ち手や重量などに工夫がされていること。
- キ 提案書には、重量を記載すること。

(2) 引出し

- ア 引出し（幅 42 cm 以上、奥行き 39 cm 以上、深さ 8 cm 以上）を 1 つ以上備えること。なお、2 つ目以降の引出しの有無は自由とし、容量も特に制限しない。
- イ 引出しのうち 1 つは鍵で施錠ができるものとし、引き出しごと持ち出すことができないようにするなど、盗難防止についての工夫がされていること。
- ウ 鍵はベッドを離れる際に持ち歩きやすく、また、紛失を防止するため、安全に手首などに装着できるようにすること。
- エ 鍵は強度のある素材であること。
- オ 取手などが外側に突き出ていないこと。

(3) 物入れ

- ア 入院に必要な洗面器・コップなどの小物を収納できるような物入れ（幅 42 cm 以上、奥行き 39 cm 以上、高さ 30 cm 以上）を 1 つ備えること。
- イ 取手などが外側に突き出ていないこと。
- ウ 物入れの内部に、取り外し可能な棚を設けること。

(4) ワードローブ

- ア 入院時に着用していた衣服を収納するワードローブ（幅 48 cm 以上、奥行き 15 cm 以上、高さ 115 cm 以上）を床頭台の後方に設けること。
- イ ワードローブには、ハンガーを掛けられるポールを設置し、下部に取り外し可能な棚を設け、靴を収納できるようにすること。
- ウ ワードローブの扉は両側に設け、スライド式の蛇腹とし、本体内部に収納されるとともに、スムーズな開閉が可能であること。
- エ 取手などが外側に突き出ていないこと。

(5) タオル掛け

ステンレス製のタオル掛け（床から80cm以上の高さに、幅40cm程度、最大引出し幅3cm程度）を床頭台の左右にそれぞれ1箇所設けること。

(6) スライドテーブル

ア 引き出して物を置いたり、書いたりすることのできるテーブルを床から60cmから75cmの高さの間に設けること。

イ 取手などが外側に突き出していないこと。

2 テレビ

(1) 地上波デジタル放送及びBS放送に対応した16インチ以上の液晶画面で、床頭台本体とテレビはアームや金具等で接続されていること。

(2) アーム・金具等を動かすことにより、仰向けや横向きの状態でも視聴できること。

(3) アーム・金具等は患者が使うことを想定して、スムーズに可動すること。

(4) 視聴しない時には、床頭台本体の幅、奥行き範囲にテレビを収めることができること。

(5) イヤホンを使用するものであること（スピーカーから音が出ないこと）。

(6) リモコンは大きくて押しやすいボタンと、はっきりしていて読み易い文字により高齢者などにも使用しやすいものであること。また、紛失等の防止のため、床頭台とつながっていること。

(7) 提案書には、重量、消費電力等の規格を記載すること。

3 冷蔵庫

(1) 20ℓ以上の容量で500ml ペットボトルが立てて収納できる引出しタイプのものとする。

(2) 庫内灯を装備した無音もしくは静音のものであること。

(3) 開けた際、床に着かないこと。

(4) 排熱口が十分考慮されていること。

(5) 庫内温度は5℃前後から±2℃程度の設定が可能であること。

(6) 提案書には、重量、容量、消費電力、音量等の規格を記載すること。

4 課金タイマー

(1) 大きさは可能な限り小さなものとする。

(2) 課金の操作方法が簡単で、冷蔵庫利用の残時間及びテレビ利用可能時間等が標記されること。

5 ICカセットチャージ機又はプリペイドカード販売機及び精算機

提案書には、寸法、消費電力等の規格を記載すること。

洗濯機・乾燥機の設置に関する仕様書

1 洗濯機・乾燥機の設置場所及び設置台数について

3階東病棟	2台
4階東病棟	2台
4階西病棟	2台
5階東病棟	2台
5階西病棟	2台
6階東病棟	2台
6階西病棟	2台
7階東病棟	2台
7階西病棟	2台
8階東病棟	2台
8階西病棟	2台
9階東病棟	2台
10階東病棟	2台
10階西病棟	2台
救命救急センター	1台
合 計	29台

2 洗濯機・乾燥機の仕様について

- (1) 洗濯機・乾燥機は新品で標準容量4.5kg以上のものとする。
- (2) 洗濯機の寸法は幅76cm未満、奥行き57cm未満のものとする。高さについては、上部に乾燥機を設置することを考慮すること。
- (3) 乾燥機は電気式のものとし、洗濯機の奥行きを10cm以上超えないものとする。
- (4) 床頭台システムで使用するICカセット又はプリペイドカードで利用できるものであること。
- (5) 洗濯機・乾燥機の寸法、容量、消費電力等の規格を提案書に記載すること。